

徳島県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令について

教育委員会教育総務課

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）により、教育長の位置付け等が次のとおり変更となつたことに伴い、関係する教育委員会訓令について所要の改正を行う必要がある。

- (1) 教育長は、議会の同意を得て知事が直接任命・罷免を行う特別職に属する職員とされた。
- (2) 教育委員長の職が廃止された。

2 改正の概要

次の表の中欄に記載する3教育委員会訓令を改正することとした。

	教育委員会訓令の名称	改正等の概要
1	徳島県教育委員会公印規程	教育委員長の職の廃止等に伴い、所要の整備を行うこととした。
2	職員の人事取扱規程	新教育長は議会の同意を得て知事が直接任命・罷免を行う特別職の職員とされたことに伴い、教育長の採用に係る規定を削除し、その他所要の整理を行うこととした。
3	徳島県教育委員会文書規程	1と同様

3 施行期日等

平成27年4月1日（改正法の施行の日）

なお、この訓令の施行の際に現に在職する教育長が、その教育委員としての任期中であつて引き続き在職する間においては、1及び3の訓令については、改正前の規定がなお効力を有することとした。

条例等立案表

題名	徳島県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令		
	課(室)名	教育委員会教育総務課	
	担当者名	小倉宏美	
	電話番号	三二〇八	
制定理由	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長の職が廃止されたこと等に伴い、関係する教育委員会訓令について所要の改正を行う必要がある。</p>		
あらまし	<p>一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる教育委員会訓令について所要の整備を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 徳島県教育委員会公印規程 2 職員の人事取扱規程 3 徳島県教育委員会文書規程 <p>二 2についてその他所要の改正を行うこととした。</p> <p>三 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行するものとした。</p> <p>四 この訓令の施行に際し必要な経過措置を定めるものとした。</p>		
予算上の措置			
関係法規	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）</p>		
教育委員会法令審査会	■	考	備
	・否		

徳島県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松重和美

徳島県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令

(徳島県教育委員会公印規程の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会公印規程(昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 中「委員長印、委員長職務代行者印」を削り、「教育長職務代行者印」を「教育長職務代理者印」に改める。

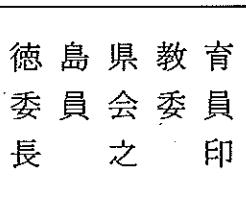
第四条第一項中「委員長印、委員長職務代行者印」を削り、「教育長職務代行者印」を「教育長職務代理者印」に改め、同条第三項中「辦らせる」を「当たらせる」に改める。

別表中

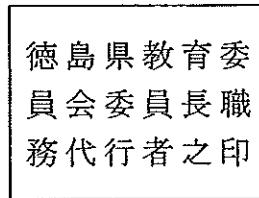
委員長印

委員長職務代行者
印

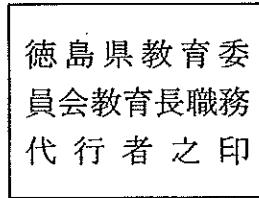
教育長職務代行者
印



(23×23)

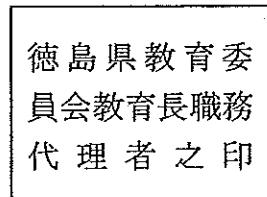


(23×23)



(23×23)

教育長職務代理者
印



(23×23)

(職員の人事取扱規程の一部改正)

第二条 職員の人事取扱規程(昭和五十一年徳島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項①を削り、同項②摘要の欄中「主任」を「主任又はこれに相当する職」

に改め、同(2)を同項(1)へし、同項(3)を同項(2)へし、同項(4)を同項(3)へし、同項(5)を同項(4)へし、同表の³₉の項(1)イ(5)中「何号俸を給する」を削り、同(1)イ(6)及び(1)イ(5)中「何号俸を給付する」を削り、同(1)ロ(4)、(1)ロ(5)及び(1)ハ(5)中「何号俸を給する」を削り、同(1)ハ(6)を次のように改める。

(ロ) 事務職員等	氏名
	地方公務員法第28条の4第1項（第28条の5第1項）の規定に基づき徳島県公立学校事務（技術）職員に任命する
	1週間当たり何時間何分勤務とする
	何職給料表何級に決定する
	主事、司書に補する
	徳島県立何学校勤務を命ずる
	任期は何年何月何日までとする

別表の³₉の項(1)ハ(5)及び(1)リ(5)中「何号俸を給する」を削り、同(1)リ(6)中「何号俸を給する」を削り、「主事」を「主任」に改め、同表の⁴₁₀の項(1)中「第20条の3第1項」を「第26条第1項」に改め、同項(2)中「第20条の5第2項」を「第28条第2項」に改める。

（徳島県教育委員会文書規程の一部改正）

第三条 徳島県教育委員会文書規程（平成十二年徳島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号、第十条、第十二条、第十八条及び第十九条第一号中「若しくは委員長名」を削る。

附 則

（施行期日）

1 ハの訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（徳島県教育委員会公印規程の一部改正に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長が在職する場合においては、第一条の規定による改正後の徳島県教育委員会公印規程第一条、第四条第一項及び別表の規定は適用せず、第一条による改正前の徳島県教育委員会公印規程第一条、第四条第一項及び別表の規定は、なおその効力を有する。

（徳島県教育委員会文書規程の一部改正に伴う経過措置）

3 前項に規定する場合においては、第二条による改正後の徳島県教育委員会文書規程第四条第一項第二号、第十条、第十二条、第十八条及び第十九条第一号の規定は適用せず、第二条による改正前の徳島県教育委員会文書規程第四条第一項第一号、第十条、第十二条、第十八条及び第十九条第一号の規定は、なおその効力を有する。

徳島県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令 新田灰照表

1 徳島県教育委員会公印規程（昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号） 新田灰照表（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 リの規定において、「公印」とは、教育委員会印、<u>教育長印</u>、<u>教育長職務代理者印</u>、本部印及び本部印、課長印及び課印、室長印及び室印、課内室長印並びに教育機関の長の印及び教育機関の長の職務代行者印並びに教育機関の印をいい、「改刻」とは、現にあるいはその印章を失し又は損傷したため、改めてそれに代わる印章を作成するいわゆりをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 リの規定において、「公印」とは、教育委員会印、<u>委員長印</u>、<u>委員長職務代行者印</u>、<u>教育長印</u>、<u>教育長職務代行者印</u>、本部長印及び本部印、課長印及び課印、室長印及び室印、課内室長印並びに教育機関の長の印及び教育機関の長の職務代行者印並びに教育機関の印をいい、「改刻」とは、現にあるいはその印章を失し又は損傷したため、改めてそれに代わる印章を作成するいわゆりをいう。</p>
<p>(公印の管守責任者)</p> <p>第四条 教育委員会印</p> <p>「教育長印、<u>教育長職務代理者印</u>は、教育総務課長がこれを管守し及び教育長の承認を受けて改刻又は新調（行政組織の改編等のため新規に作成する）ことをいう。以下同じ。）するものとする。</p>	<p>(公印の管守責任者)</p> <p>第四条 教育委員会印、<u>委員長印</u>、<u>委員長職務代行者印</u>、<u>教育長印</u>、<u>教育長職務代行者印</u>は、教育総務課長がこれを管守し及び教育長の承認を受けて改刻又は新調（行政組織の改編等のため新規に作成する）ことをいう。以下同じ。）するものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前各項に規定する公印の管守責任者は、自ら公印を管守するいがが事務処理上適当でないし認められないか、部下の職員を指定して公印の管サニ通だせりやるいがができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前各項に規定する公印の管守責任者は、自ら公印を管守するいがが事務処理上適當でないし認められないか、部下の職員を指定して公印の管サニ通だせりやるいがができる。</p>
<p>別表（第3条関係）</p> <p>公印の形状及び寸法（単位ミリメートル）</p> <p>（賞状用）</p> <p style="text-align: center;">教育長印</p> <p>(削除) (削除)</p> <p style="text-align: center;">徳島県教育委員会教育長之印</p> <p style="text-align: center;">(23×23)</p> <p>教育長職務代理者印</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">徳島県教育委員会教育長職務代理者之印</p> <p style="text-align: center;">(23×23)</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>公印の形状及び寸法（単位ミリメートル）</p> <p>（賞状用）</p> <p style="text-align: center;">委員長印</p> <p style="text-align: center;">委員長職務代行者印</p> <p style="text-align: center;">教育長印</p> <p style="text-align: center;">徳島県教育委員会委員長印</p> <p style="text-align: center;">(23×23)</p> <p style="text-align: center;">徳島県教育委員会委員長職務代行者之印</p> <p style="text-align: center;">(23×23)</p> <p style="text-align: center;">徳島県教育委員会教育長之印</p> <p style="text-align: center;">(23×23)</p> <p>教育長職務代行者印</p> <p style="text-align: center;">徳島県教育委員会教育長職務代行者之印</p> <p style="text-align: center;">(23×23)</p>

2 職員の人事取扱規程（昭和五十一年徳島県教育委員会訓令第1号） 新田灰照表（第一条関係）

基　　本　　規　　定			別表（第4条関係）		
種類	発令の形式	摘要	種類	発令の形式	摘要
1 採用 <u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		1 採用 <u>(i) 教育長</u>	<u>氏名</u> <u>徳島県教育委員会</u> <u>教育長に任命する</u> <u>行政職給料表何級</u> <u>に決定する</u> <u>何号俸を給する</u>	
<u>(i) 事務局</u> 関係	(略)		<u>(i) 事務局</u> 関係	(略)	
<u>イ 指導主</u> 事	(略)		<u>イ 指導主</u> 事	(略)	
<u>ロ 役付職</u> 員	(略)	主幹について その担当事務を 指定する場合は 、補職発令の役 職名の次に「(何 担当)」を付 記するものとす る。 なお、事務局 、教育機関、県 立学校の <u>主任又</u> <u>はこれに相当す</u> <u>る職</u> 、主任主事 、主任学芸員及 び主任司書につ いては一般職員 に準ずる。(以 下同じ。)	<u>ロ 役付職</u> 員	(略)	主幹について その担当事務を 指定する場合は 、補職発令の役 職名の次に「(何 担当)」を付 記するものとす る。 なお、事務局 、教育機関、県 立学校の <u>主任</u> <u>_____</u> 、主任主事 、主任学芸員及 び主任司書につ いては一般職員 に準ずる。(以 下同じ。)
ハ・ニ (略)	(略)		ハ・ニ (略)	(略)	
② (略)	(略)		③ (略)	(略)	
④ (略)	(略)		⑤ (略)	(略)	
⑥ (略)	(略)		⑦ (略)	(略)	
39 再任用			39 再任用		
<u>(i) 再任用</u>			<u>(i) 再任用</u>		
<u>イ 事務局</u> 関係			<u>イ 事務局</u> 関係		
<u>(ii) 役付職</u> 員		氏名	<u>(ii) 役付職</u> 員		氏名
	地方公務員法第28 条の4第1項（第28 条の5第1項）の規 定に基づき徳島県	(略)		地方公務員法第28 条の4第1項（第28 条の5第1項）の規 定に基づき徳島県	(略)

	教育委員会事務局 事務（技術）職員 に任命する 1週間当たり何時 間何分勤務とする 何職給料表何級に 決定する <u>(削除)</u> (課（室）役職名)に補する 任期は何年何月何 日までとする (i) 一般職 員 <u>(削除)</u> (略) (ii) その他 の職員 <u>(削除)</u> (略)		教育委員会事務局 事務（技術）職員 に任命する 1週間当たり何時 間何分勤務とする 何職給料表何級に 決定する <u>何号俸を給する</u> (課（室）役職名)に補する 任期は何年何月何 日までとする (i) 一般職 員 <u>何号俸を給付する</u> (略) (ii) その他 の職員 <u>何号俸を給付する</u> (略)
□ 教育機 関係		□ 教育機 関係	
(i) 役付職 員	(略) <u>(削除)</u> (略)	(i) 役付職 員	(略) <u>何号俸を給する</u> (略)
(ii) 一般職 員	(略)	(ii) 一般職 員	(略)
(iii) その他 の職員	(略) <u>(削除)</u> (略)	(iv) その他 の職員	(略) <u>何号俸を給する</u> (略)
△ 県立学 校関係		△ 県立学 校関係	
(i) 教諭等	(略) <u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u> (略)	(i) 教諭等	(略) <u>何号俸を給する</u> (略) (略) <u>何号俸を給する</u> (略)
(ii) 事務職 員等	氏名 (略) <u>(削除)</u> (略)	(ii) 事務職 員等	(略) <u>何号俸を給する</u> (略)
(iii) その他 の職員	(略) <u>(削除)</u> (略)	(iv) その他 の職員	(略) <u>何号俸を給する</u> (略)
○ 小中学 校関係		○ 小中学 校関係	
(i) 教諭	(略) <u>(削除)</u> (略)	(i) 教諭	(略) <u>何号俸を給する</u> (略)
(ii) 事務職 員等	(略) (略) <u>(削除)</u>	(ii) 事務職 員等	(略) (略) <u>何号俸を給する</u>

	主任に補する (略) (略)		主任に補する (略) (略)
40 大学院 修学休業 (1) 大学院 修学休業 の許可	職 氏名 教育公務員特例法 <u>第26条第1項</u> の 規定に基づき何年 何月何日から何年 何月何日までの期 間大学院修学休業 を許可する		職 氏名 教育公務員特例法 <u>第20条の3第1項</u> の 規定に基づき何年 何月何日から何年 何月何日までの期 間大学院修学休業 を許可する
(2) 大学院 修学休業 の許可の 取消し	職 氏名 教育公務員特例法 <u>第28条第2項</u> の 規定に基づき大学 院修学休業の許可 を取り消す		職 氏名 教育公務員特例法 <u>第20条の5第2項</u> の 規定に基づき大学 院修学休業の許可 を取り消す
(3) (略)	(略)		(略)

○ 愛媛県教育委員会文書規則(平成十九年四月一日付)新田次郎氏(第三条関係)

改 正 案	現 行
(文書の記号、番号等) 第四条 条例、規則、告示、訓令、達及び指令とは、それぞれ、「徳島県条例」、「徳島県教育委員会規則」、「徳島県教育委員会告示」、「徳島県教育委員会訓令」、「徳島県教育委員会教育長訓令」、「徳島県教育委員会達」、「徳島県教育委員会教育長達」及び「徳島県教育委員会指令」といふものとする。 2 次の各号に掲げる文書は、それぞれ当該各号に定めるものとし、品目に付けるものとする。 1 (答) 1) 事務局における委員会名 又は教 育長名や発する文書(前号に掲げる文書を除く。)) 項目欄があるものに係る「教」の次に課名 の頭字を付す。ただし、課名の頭字の同じ課 が二つ以上あるときは、教育総務課長が指定する1字 を付す。	(文書の記号、番号等) 第四条 条例、規則、告示、訓令、達及び指令とは、それぞれ、「徳島県条例」、「徳島県教育委員会規則」、「徳島県教育委員会告示」、「徳島県教育委員会訓令」、「徳島県教育委員会教育長訓令」、「徳島県教育委員会達」、「徳島県教育委員会教育長達」及び「徳島県教育委員会指令」といふものとする。 2 次の各号に掲げる文書は、それぞれ当該各号に定めるものとし、品目に付けるものとする。 1 (答) 1) 事務局における委員会名又は教育長名や発する文書(前号に掲げる文書を除く。)) 項目欄があるものに係る「教」の次に課名の頭字を付す。ただし、課名の頭字の同じ課が二つ以上あるときは、教育総務課長が指定する1字を付す。
川・四 (答) 3~6 (答)	川・四 (答) 3~6 (答)
(文書の発信者名) 第十条 文書は、法令その他の別に定むるものの場合を除く、委員会名 又は教育長名を用いるものとする。ただし、事業の性質又は内容により、課名又は課長名を用いるものとする。	(文書の発信者名) 第十条 文書は、法令その他の別に定むるものの場合を除く、委員会名又は教育長名又は教育長名を用いるものとする。ただし、事業の性質又は内容により、課名又は課長名を用いるものとする。

<p>(例文登録)</p> <p>第十一条 主務課長は、委員会名_____又は教育長名で発する文書のうち、常例の文様（以下「例文」という。）については、教育総務課長の審査を受け、例文登録合帳に、その登録を受けることができる。</p>	<p>(例文登録)</p> <p>第十一条 主務課長は、委員会名若しくは委員長名又は教育長名で発する文書のうち、常例の文様（以下「例文」という。）については、教育総務課長の審査を受け、例文登録合帳に、その登録を受けることができる。</p>
<p>(審査)</p> <p>第十八条 委員会名_____又は教育長名で発する施行文書については、教育総務課の審査担当者の審査を受けなければならぬ。</p>	<p>(審査)</p> <p>第十八条 委員会名若しくは委員長名又は教育長名で発する施行文書については、教育総務課の審査担当者の審査を受けなければならぬ。</p>
<p>(番号及び日付の登録等)</p> <p>第十九条 施行文書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において、第四条第四項及び第五項に定める通りに番号を登録し、又は記入するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 委員会名_____又は教育長名で発する文書 教育総務課 二 その他課名又は課長名で発する文書 主務課 	<p>(番号及び日付の登録等)</p> <p>第十九条 施行文書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において、第四条第四項及び第五項に定める通りに番号を登録し、又は記入するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 委員会名若しくは委員長名又は教育長名で発する文書 教育総務課 二 その他課名又は課長名で発する文書 主務課

